

規制改革推進会議「行政手続部会」関係省庁ヒアリング  
会議説明資料

省庁名：国土交通省

1. 「重点分野」、「削減目標」、「計画的な取組の推進」についての考え方(たたき台)  
に対する意見

公正な行政運営のために、申請、届出等に係る各種の手続等に際し、書面等によって一定の申告等を求めることは必要不可欠であるが、当該手続等を行う者にとって過重な負担とならないよう、提出を求める内容について可能なものから随時の見直しを行ってきたところ。

今後も、簡素化に向けた手続等の合理化を図ってまいりたい。

現在規制改革推進会議「行政手続部会」において議論されている行政手続コスト削減への取組についても、今後示される方針に従い、国土交通省として真摯に取り組んでまいりたい。

その上で、意見照会のあった「考え方(たたき台)」に関しては、

安全・安心に係る手続等、一律の割合で削減を求めることが必ずしもなじまないものもある。これを踏まえ、重点対象に含まれる手続等であっても、法の目的に照らし、削減の是非について個別に判断できるようにすべきではないか。

政府全体の取組成果とするためにも取組の実施前には統一的手法を関係各省に明らかにしていただきたい。また、具体的な取組を進める際には関係各省にも十分に協議しながら進めていただきたい。具体的には、今後以下のような項目を検討していく必要があると思われる。

地方公共団体の理解・協力をどのように求めていくのか。

削減対象となる各分野の具体的手続等はどのように決めるのか

削減の指標となる事業者の作業時間はどのように把握・測定するのか 等

## 2 . 個別分野について、特殊な事情がある場合の意見

安全・安心に係る手続等については、一律の削減を求めることが必ずしもなじまないことをご理解いただきたい。

例えば、平成 28 年 1 月に発生した軽井沢スキーバス事故(乗員乗客 15 名が死亡、乗客 26 名が重軽傷)を受け、事業許可について安全性チェックを強化するために、更新制(5年ごと)を導入するとともに、新たに安全投資に関する計画の提出を求めるなどの措置を講じている。